第3章 日弁連の人権救済活動

日弁連は、1949年の設立以降、「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」と規定する弁護士法第１条に基づき、各地の弁護士会とともに、人権擁護委員会を中心として、60年以上にわたり、それぞれの時代に生起する様々な人権侵害に対し、人権救済活動を行ってきた。このような日弁連の人権救済活動は、救済措置に至るまでの厳正な手続、国民の信頼や従前の実績に裏付けられることにより、社会的に一定の評価を受けており、事実上のものながら、各方面に強い影響力を及ぼしている。本章では、日弁連の人権救済活動の現状と救済措置の成果について紹介する。

第１節　人権救済申立制度の運用状況

1　人権救済申立制度の手続

日弁連は、様々な人権問題についての調査・研究活動を行っている。中でも、人権擁護委員会では、人権救済の申立てに関して、独自の人権侵害事実の調査に基づき、人権侵害を行った者又はその監督機関等に対して、警告、勧告、要望などの救済措置を行っている。

人権擁護委員会規則第36条第５項では、措置等を行う場合には、委員会及び委員長は、あらかじめ、措置又は意見表明の名宛人に対し、事件について説明をし、又は資料を提出する機会を与えなければならないとされている。また、人権擁護のための諸活動を適正かつ迅速に遂行することを目的として、準則を定めるなど、厳正な手続が定められている。日弁連の人権救済申立制度の原則的な手続の流れは、次のとおりである。

資料3-3-1-1　人権救済申立制度の手続の流れ

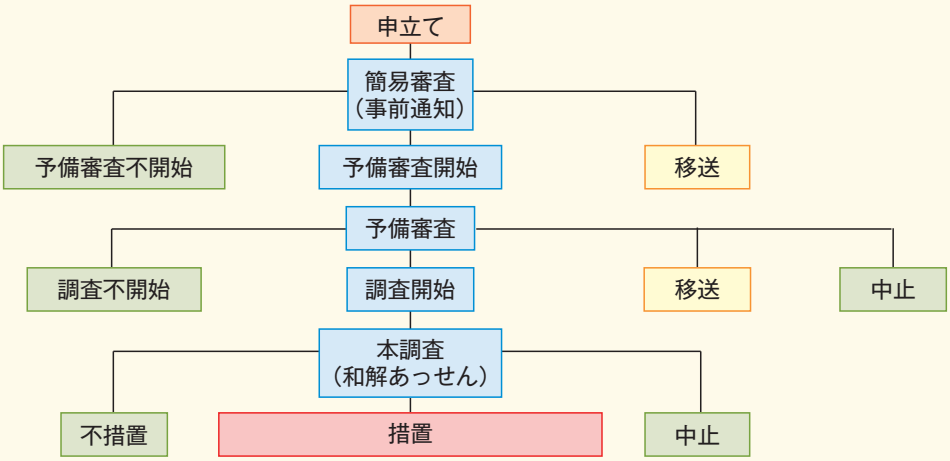

【手続について】
簡易審査：人権救済の申立てを受けた事件について、予備審査の要否を決定する簡易な審査。
※事前通知：早急な対応が必要と認める場合に、相手方に申立内容の通知を行うこと。
予備審査不開始：簡易審査の結果、事案の性質その他の事情により措置をとることが見込まれないことが明らかな事件等。
予備審査開始：①社会的影響が特に重大と考えられる事件、②事件の内容又は関係者が全国的又は広域に及ぶ事件、③国の機関に対する調査、要求等を必要とする事件等。
移送：弁護士会等において調査・研究するのが相当と認める事件。
予備審査：人権救済の申立てを受けた後、本調査前に行う予備的な審査。
調査不開始：予備審査の結果、調査を継続しても人権侵害又はそのおそれがあると認定することが見込まれない事件。
調査開始：予備審査の結果、調査を行うことにより人権侵害又はそのおそれがあると認定できる可能性がある事件。
中止：申立人より取下げがあった事件、申立人の死亡又は行方不明が明らかになった事件等。
本調査：人権救済申立事件として、人権侵害又はそのおそれの有無などを調査すること。
※和解あっせん：人権侵害又はそのおそれがあり、かつ、和解による解決が相当であると認める事件。
不措置：調査の結果、措置をとるには至らないと認める事件。
措置：調査の結果、人権侵害又はそのおそれがあると認める事件であり、措置の内容としては、司法的措置（告発、付審判請求等）、警告（意見を通告し、適切な対応を強く求める）、勧告（適切な対応を求める）、要望（適切な対応を要望）、助言・協力、意見の表明がある。